

第5回食料・農業・農村政策審議会 議事録

日時：平成15年3月13日(木) 10:00～12:00

場所：三田共用会議所 4階 第四特別会議室

八木会長 ただいまから第5回食料・農業・農村政策審議会を開催いたします。

本日は、江頭委員、生源寺委員、豊田委員、平野委員、日和佐委員、増田委員、それから立花専門委員、虫明専門委員が所用によりご欠席となっております。

本日は、「平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策」を議題として審議を行うこととしたいと存じます。

審議は公開されており、一般公募によって4名の傍聴者の方がおみえであります。

なお、会議は12時ごろまでを予定しております。円滑な議事の進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方よろしくお願ひいたします。

初めに、北村農林水産副大臣からごあいさつをいただく予定でしたが、本日、公務のご都合で副大臣がおくれてこられます。ご到着次第ごあいさつをいただくこととし、議事を先に進めたいと思います。

本日の総会における審議事項であります「平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策」(案)についての諮問を、大島農林水産大臣にかわり、渡辺事務次官からお願いいたします。

渡辺事務次官 おはようございます。事務次官の渡辺でございます。大臣にかわりまして、諮問文を読ませていただきます。

食料・農業・農村政策審議会会長 八木 宏典殿

農林水産大臣 大島 理森

平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策について

標記について、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第14条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしくお願ひいたします。

(諮問授与)

八木会長 それでは、ただいま大島農林水産大臣から諮問のございました「平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策」(案)につきまして、審議を進めてまいりたいと思います。

まず、事務局から諮問案についての説明をお願いします。

皆川企画評価課長 企画評価課長の皆川でございます。着席のままご説明をさせていただきたいと思います。今日ご説明する資料、何部かございますけれども、特に参考資料1「平成14年度食料・農業・農村の動向に関する年次報告」の要旨(案)という横長の紙を中心にご説明させていただきたいと思います。同時に、配られております中に、動向編の本体でございます参考資料2、あと資料としてございます「平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)」というのがございますが、これも適宜参照しながらということで、よろしくお願ひしたいと思います。

「動向」編について中心に説明するというところでございますけれども、諮問事項自体は、あくまで

も「講じようとする施策について」ということでございますが、この講じようとする施策を、どのように事態を分析して講じようとするということに至ったかということで「動向」編というものが非常に注目されておりますので、これを中心にご説明をさせていただきたいというところでございます。

まず概要の要旨の目次をお開きいただきたいと思います。全体の構成でございますけれども、まず「はじめに」がございまして、あとに「トピックス」ということで7項目ばかり、最近の食料・農業・農村に関します話題をご紹介します。章といたしましては3章構成になっておりまして、「食料の安定供給システムの構築」ということで、食料・農業・農村基本法という法律の食料の部分に該当する部分、これが第1章になっております。第2章が「構造改革を通じた農業の持続的発展」ということで、農業の部分の記述でございます。第3章が「活力ある美しい農村と循環型社会の実現」ということで、農村の部分の記述ということで、この3章の構成になっております。

1ページをおめくりいただきまして、「はじめに」は飛ばしまして、2ページ以降に「トピックス」ということで7項目ばかりご紹介させていただいておりますが、まず第1項目目が「食品の安全性確保とリスク分析」ということでございます。昨今、さまざまな食品の安全性に関する問題が国民的な関心を呼んだわけでございまして、これにつきまして、特にリスク分析と呼ばれる手法を用いて実践していくということにつきまして、解説をさせていただいているというところでございます。

右下にございますが、「食の安全性の確保に向けた取組み」ということで、今回、食品安全基本法を初め、関係法律の改正なり整備をするということになっているわけでございます。

3ページ目をおめくりいただきたいと思います。「デフレと食料消費等の関係」ということでございまして、特に最近では、4年連続で消費者物価が下落をしているということで、デフレの過程にあるということでございますが、その中で、食料消費というものがどう動いているかということ进行分析しております。特になかなか厳しい家計事情を反映いたしまして、いわゆる食料品については安いものを求めるという消費者行動が行われているというところでございまして、食料品の消費者価格は下落をしている。そういう中で、農業生産には大きな影響が出てきているというようなこと、さらには、食料消費支出自体が5年連続の減少というところでございまして、昨今、14年度へ入ってから少し増加傾向というようなことにもなっておりますけれども、非常にその動向が注視されるということについて書いてございます。

4ページ目をおめくりいただきますと、「米政策改革大綱」ということで、昨年12月3日に米政策改革大綱を決定させていただいたわけでございますが、これに至りましたさまざまなことにつきまして解説をしております。特に米生産を中心といたします土地利用型農業の構造改革というもののおくれが指摘されておまして、これを改革していくことの必要性が特に高まっているというところでございますが、この米政策につきまして、右にございますような「10の改革要点」ということについて記述をさせていただいているというところでございます。

5ページ目をお開きいただきますと、これも昨年の12月のことでございましたけれども、「イネゲノムの解読」ということで、いわゆるイネの遺伝子というものの配列につきまして、99.99%という精度で解読が行われたというところでございまして、これは日本が中心となって解読を成功させたということでございますので、右側にございますように「イネゲノム解読終了宣言」というものは小泉総理に行っていたというところでございます。同様にヒトゲノムといったようなことがあったわけでございますが、これにつきましては、アメリカのクリントン大統領が解読終了宣言をしたわけでございますが、イネゲノムにつきましては日本が中心となって行ったというところでございます。今後、幅広い知識を生かしまして、環境・医療等の幅広い分野での活用が望まれるというところでございます。

6ページをお開きいただきますと、これも昨年12月でございますが、バイオマスの総合戦略ということで、「バイオマス・ニッポン総合戦略」というものが閣議決定されたわけでございます。特に石油資源等の枯渇というようなことがいわれる中で、循環型の社会の構築に向けて技術の開発、それをどういう段階ごとに進めていくのかというようなことにつきまして、総合戦略というものを出したわけでございます。これは後ほど、本編の方でもご説明させていただきたいと思っております。

7ページをお開きいただきたいと思います。これはまだ終わってないわけでございますが、3月16日から我が国、これは滋賀、京都というところで世界水フォーラムというものが開催され

るわけでございますが、これにあわせて、FAO(国連食糧農業機関)と農林水産省が共催いたします「水と食と農」の大臣会議を開催するというところでございます。食料供給の確保といったようなこと、さらには21世紀の水問題の解決ということにつきまして、世界の40を超える農業関係大臣をお招きいたしまして開催するというところでございますので、この会議の概要なり、そこで出ますさまざまなアピールにつきまして書かせていただきたいということでございます。

最後、7項目めに「WTO農業モダリティ」ということで、これも3月末までの動向をみまして、これにつきましては記述をさせていただきたいということでございます。

これが7つのトピックスということで、国民に農業・食料・農村につきましてご関心をもっていただくという意味で、わかりやすくこういったトピックスについて記述をさせていただくということでございます。

第 章に入りまして「食料の安定供給システムの構築」ということで、「食」の安全と安心の確保」ということにつきましてでございます。8ページ目でございますように、食品安全行政というものを改革するというところで、特に昨年来さまざまな「食」のいろいろな意味で国民に不安を与えるような事案ということがあったわけでございますが、これを反省いたしまして、新しい体制で臨もうということで、右にございますように、現行組織、これは厚生労働省と農林水産省、それぞれ今担っているわけでございますが、新組織のもとにおきましては、食品のリスク評価につきましては内閣府に置かれます食品安全委員会というところがリスクの評価を担うということでございまして、そのもとで、厚生労働省と農林水産省が連携しながらリスク管理なりをしていくということでございます。特に農林水産省の中では、今までは産業振興部門というところとリスク管理をするというところが同じ部署であったわけでございますけれども、これを分離いたしまして、食品のリスク管理につきましては消費安全局という新局を立ち上げまして、そこで担っていただくというようなことでの機構の改革をする予定でございます。これにつきまして、右の上の表でお示しをしているということでございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。こういった一連の食品に関するさまざまな問題の中で、無登録農薬問題ということがあったわけでございまして、これにつきましては、こうした事態を招いた原因の一つとして、やはり法制的な不備があったわけでございますので、昨年の臨時国会でございますけれども、農薬取締法の改正が行われたということにつきまして、右側にございますけれども、違反に対する罰則の強化ということを含めまして改正をさせていただいたということでございます。

食品表示の信頼性の回復ということでございますが、昨年の6月にJAS法を改正いたしまして、違反業者名等の公表というものを迅速に行っていくといったようなことで取り組まさせていただいたということを書いてございます。

今後、特に厚生労働省との連携のもとで、食品の表示ということにつきまして、いってみますと、ばらばらにされているのではないかとといったようなことのご指摘もあったわけでございますが、共同会議という中で、わかりやすい食品表示の実現に向けまして取り組んでいくということについて書かせていただいております。

10ページをお開きいただきたいと思います。「食料消費をめぐる動き」ということでございますけれども、最近の食料消費の動向につきまして記述させていただいております。特に食料消費支出自体が9年以降5年連続で低下しているというようなこと、さらには、その中身でございますけれども、家庭食というものと内食、中食といったような動向がどうなっているのかということにつきまして記述をさせていただいております。特に最近では、市販の弁当ですとか調理食品といったような中食が増加しているということでございます。

食生活の現状の中で、特に長期的に食の外部化が進展しているということ。さらには、栄養摂取という面で見ますと、右下のグラフにございますけれども、特にPFCの供給熱量比率の推移ということでございますが、最近では、F:脂質でございますが、脂肪からのカロリー摂取がふえているということで、そのバランスというものが非常に懸念をされているということでございます。

11ページをお開きいただきたいと思います。食の外部化といったようなことですか、そういった

ものの進展の中で、さらには「食」と「農」の距離が拡大しているということがいわれております。特に最近では、若い世代ほど「食」に関する知識が低いということをごさいます、そういう意味で「食育」というものが非常に大事だということをごさいます、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の3省で食育推進の連絡会議といったようなものも設置いたしまして、食育を推進しているということをごさいます。農林水産省では毎年1月を「食を考える月間」というようなことで各種の取組を実施しているということをごさいます。

また、食生活指針ということにつきましても推進を図っているということにつきましても記述をさせていただきます。

次に食料産業ということをごさいます、農業、食品産業といったものを通じまして、「食」を提供する食料産業というものにつきまして分析をさせていただきます。特に農業と車の両輪、食品産業はそうだといいようなことがいわれておったわけをごさいます、それ以上に、特に地域経済の中でも非常に重要性が高まっているということにつきまして、1割産業である。全産業の国内総生産の10%の産業であるということ、さらには地域によりましては、その比率がより高くなっているといったようなことについて詳しく解説をさせていただきます。

外食産業の市場規模自体が、デフレ過程の中で縮小傾向にある中で、中食の市場規模は増加をしているということをごさいます。

また、地域の取組という中で、地場産食材を活用している事例、さらには食品産業と農業の連携といったような事例を右の方で、四角の中で解説させていただきます。

12ページをお開きいただきたいと思ひます。「世界の農産物需給と食料自給率」ということをごさいます、特に世界の食料需給は中長期的に逼迫の可能性があるということにつきまして記述をしているわけをごさいます、2050年には人口が93億人に達している。その中で、農地面積自体の砂漠化といったようなものの進展ですとか、単収の伸びの鈍化といったようなことが進展しているということをごさいます、特に異常気象による干ばつというようなことでは、最近ではオーストラリアで異常な干ばつがあったというようなことをごさいます。

中国の食料需給ということ、中国の食料需給の構造が大きく変わっておりまして、大豆というものにつきまして、特に最近では相当大きな輸入国に転化をしているといったようなこと、さらには中国自身の肉類の消費の伸びといったようなことから、それが世界の食料、それから穀物の需給に影響を与えるであろうといったようなことについて記述をしております。

一方で、世界の栄養不足人口について、アジア、アフリカ等で大変多数の方々がそれに苦しんでいるということをごさいます。

13ページをお開きいただきたいと思ひます。我が国の自給率自体は、右下にごさいますように継続的に低下をしているということをごさいます、カロリーベースで見ますと40%という水準になっているわけをごさいます。その中で、農産物輸入自体は、中身をいろいろと変えながらも傾向的に相当高い水準にあるということをごさいます、その中身といたしましては、特に最近では、生鮮野菜の輸出国である中国への依存度が増しているといったようなことについて分析をしております。

また、世界最大の農産物の純輸入国、日本はそういう国であるわけをごさいます、それが同時に、海外の農地や水資源に多くを依存している。特に1,200万ヘクタールの農地を海外から借りているということをごさいます、また、日本が使っている水と同程度の水を世界から輸入しているというようにも考えられるということにつきまして、バーチャルウォーターという概念、さらには、輸入におきまして非常にエネルギーを多消費しているということにつきまして、フード・マイレージといったような概念を使いまして解説をさせていただきます。

食料自給率につきましては、先ほど申し上げたとおりをごさいます。

14ページをごさいます。「諸外国の農業政策とWTO等をめぐる動き」ということをごさいます、その右の方にごさいますように、ドーハの閣僚宣言によりまして、WTOの交渉につきましては、いわゆる一つのスケジュールが決まっておるということをごさいます、2003年の3月というのが農業モダリティの確立の一つの期限ということになっているわけをごさいます。これに向けまして、

さまざまな動きということ解説させていただいているわけですが、アメリカの農政というものが最近でどう変わったか。特に新しく価格変動対応型支払いということで、アメリカでは1度は固定支払い型の農政に移行したわけですが、昨今の農産物価格の動向に対応しまして、そういった新しいやり方といいますか、不足払いといったものにやや近いわけですが、そういったやり方をしていること、さらにはEUの共通農業政策の改革の方向性といったようなことについて書かせていただいております。

WTOの交渉の中身でございますが、3月のモダリティ確立に向けましてさまざまな議論がされているわけですが、2月に農業会議の議長であるハービンソンという方からの一次的な案が出ておりまして、それにつきまして記述をしておりますけれども、これにつきましては、3月末に向けましてさまざまな動きがございますので、最新の動きを含めて記述をさせていただきたいと考えております。

15ページには、モダリティ1次案というものと、各国、特にEUと日本、さらには米国・ケアンズ、途上国、こういった大きく3つの対立軸があるわけですが、これに、それぞれがどういったことを主張しているかということにつきまして書かせていただいております。日本におきましては、多様な農業の共存ということが図り得る農業モダリティということであるべきだという主張を繰り返しているところでございます。

15ページの(3)でございますが、各国との経済連携強化ということで、WTOの農業交渉というものと、また独立の動きといたしまして、FTAといったような動きがさまざまされているわけですが、いわゆる関税を相互に、相手国との関税撤廃をしていくといったようなことを内容とする協定の取組ということございまして、最近では、日本と韓国、日本とメキシコといったような間で、それからASEANとの間でさまざまな動きがあるということについて記述をさせていただいております。

16ページをお開きいただきたいと思います。ここからが第 4章ということでございまして、「構造改革を通じた農業の持続的発展」という農業の分野の記述でございます。

まず「農業経済の動向」につきまして、先ほどの食料消費のところでも申し述べましたけれども、農産物価格の連続的な下落といったような中で、農業自体なかなか、農業の交易条件といったようなものが悪化をしているということ、さらには農家経済の動向ということにつきましても、農業所得もそうでございますけれども、農外所得の減少というものも非常に厳しく農家経済にはきいているということで、それを分析をしております。

17ページをお開きいただきたいと思います。農業労働力の状況ということでございます。これにつきましては、高齢化が進展をしていることと、昨今、新規就農者がどういった動向になっているかということにつきまして、さらには、女性の農業者、特に農業就業人口の6割が女性でございます。こういった女性の農業者の起業活動等の動きということにつきましても記述をさせていただいております。

18ページをお開きいただきますと、「農業の構造改革の現状と課題」ということでございますけれども、構造改革の進展ということで、特に経営規模といったようなものがどう動いているかということでございますけれども、品目別にみますと、特に稲作の動向というものにつきまして、イのところで書いてございますけれども、稲作部門においては、構造改革が著しくおこなわれている状況だということございまして、後で申し述べます米政策の改革ということも、こういったことをどうしていくかということの問題意識のもとに行われたということでございます。

「農業の構造改革に向けた課題」というところがございますが、特に全体的に上規模層へ進展していくというよりは、下位階層へ分化するといったような傾向がみてとれるということで、構造改革の後退的な動きというものが懸念されているということでございます。

19ページをお開きいただきますと、担い手というものがどうなっているかということでございますが、認定農家の状況といったようなことにつきまして、16万7,000人に到達したということでございますが、さらに、その経営の改革に向けてさまざまな課題があるということについての記述をしておりますし、法人化の推進ということにつきまして、特に最近、農業法人、生産法人の数がふえてお

りますけれども、その企業的農業経営に向けてのさまざまな環境整備が必要だということについて記述をさせていただいているということでございます。

20ページをお開きいただきますと、少し経営の中身を分析いたしまして、大規模経営の状況についてでございますけれども、特に経営規模の動向というものに照らしまして、のところでございますけれども、大規模層ほど、例えば経営の多角化といったような努力をされているという状況について書いてございます。農産物の加工ですとか直売といったようなこと、さらには契約生産といったような取組が大規模層になるほど比率が高いといったようなことについて、右下にグラフがございしますが、書かせていただいているということでございます。

21ページをお開きいただきますと、「農地の確保と有効利用」ということでございますが、農地の権利移動の状況ということにつきまして、さらに利用集積といったようなものの取組が必要だというような状況ということを書いてございます。

また、農地の利用集積に当たって、大区画ほ場整備といったようなものと一体的に行われることが非常に効果的であるというようなことの分析もしております。

次に、農業を支える役割を果たす農協でございますが、さまざまな問題をもっているということでございまして、特に営農・経済部門といったものの取組をどうしていくかということが大きな課題になっているということを記述しておりますし、また、生産資材コストの削減といったようなものにつきまして、一層の取組が必要だということについて書かせていただいております。ただ、一面で非常にいい取組をされている農協もありますので、それを、右にございますような浜松のとぴあ農協といったような取組の事例も紹介しております。

22ページをお開きいただきますと、米政策の改革ということで、米政策改革大綱の中身なり、その方向性といったことについて書かせていただいておりますが、今回、これを一つ裏づける食糧法の改正ということにつきまして、国会に提出をしたというところでございますが、今後、特にこの夏に向けまして予算編成といった中で、その改革の具体像をどう示していくかが課題になっております。

23ページをお開きいただきますと、それぞれ品目ごとの状況ということで記述をしておりますが、ここは割愛をさせていただきます。

25ページからでございますが、活力ある美しい農村と循環型社会ということで、農村に関する記述でございます。まず「農業の自然循環機能の維持増進」につきまして書かせていただいておりますが、その中で特に、自然循環機能を活用した生産方式の普及ということにつきまして、有機JASの認証制度といったようなものの認証農家がふえているというようなことについても書かせていただいております。

26ページでございます。農業の有する多面的機能ということでございますが、右にございますような日本学術会議といったところでの答申を受けまして、それに基づいて三菱総合研究所の方で貨幣評価をしているものをそこに掲上しております。こういった中で、国民の理解の向上と、多面的機能ということにつきましての理解の向上に努めることが必要だということについて記述をしております。

また、中山間地域でございますけれども、中山間地域の今の状況ということについて、事例も含めまして、特に右下にございますような農業、林業、漁業関係者が連携して農地・森林等の保全を図るような取組ということで、愛知県の矢作川の事例といったようなものも記載させていただいております。

27ページでございますが、自然循環機能ということの中の一つとして、バイオマスというものについて書かせていただいております。バイオマスを活用して、どうやって循環型社会の形成に寄与していくかということでございます。表10にございますような実用化ないし実証段階にあるバイオマスの利活用ということで、かつては、ただ単に堆肥といったようなところの利用にとどまっていたわけでございますが、これを、例えば熱エネルギー、さらには電気エネルギーというものに転換する技術が今かなり進展をしている。さらには、生分解性プラスチックということで、食品のトレーですとか、そういったものに活用するという道も開けているということでございます。農林水産省におきま

しては、ここには書いてございませんけれども、食堂で生分解性プラスチックを使って食器に活用するといったようなことも今年中にやるという予定でございます。

28ページでございます。「農村の現状」ということで、引き続き東京圏への人口集中ということで、地方圏の人口は引き続き減少。

さらには高齢化が非常に進展をしております、ということでございます。特に65歳以上の高齢化世帯員の比率が非常に大きいということございまして、約3割ということでございます。

最近では、農村においても完全失業率が増大しているというような状況でございます。

29ページでございますが、農村の活力をもう一回取り戻すというための活動をどうしていくかということでございますが、今の農村の現状の中では、非常に大きな財産があるということにつきまして、事例をつけまして紹介をさせていただいているということでございます。また、それを国民的に再評価する動きがあるということございまして、そういった農村の活性化の取組には、まず内発的な活性化の推進という観点から、市民農園ですとか、グリーン・ツーリズムといったようなものの取組が行われているということで、右にございますような市民農園を核として取り組まれている兵庫県の八千代町の事例ですとか、農家民宿といったようなものを活用して交流人口を著しく増大させている大分県の安心院町の事例といったようなものも紹介させていただいております。

30ページをお開きいただきますと、農村の社会基盤といったものがどうなっているかということでございますが、基礎的な生活環境というものにつきましての整備水準というものは、依然として低水準であるということでございます。こちら辺をどのように今後整備していくかということが引き続き課題であるということでございます。

特にインターネット等の利用ということでございますと、これがデジタルデバイドといったようなことにならないように、格差をつけないで、農村においてもそれが活用できるような形をどうつくっていくかということも大きな課題になっているわけでございます。

そういった内容を紹介させていただきながら、この要旨というものを踏まえまして、まず動向を記述した上で、資料にございます「平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策」というものをまとめているわけでございますが、こちらにつきましては、ちょっと特徴だけご紹介させていただくということにとめたいわけでございますけれども、まず、構造でございます。

目次をお開きいただきますと、15年度において講じようとする食料・農業・農村施策というところで、目次をごらんいただきますと、「食」と「農」の再生」という特集を組ませていただいております。特に「食の安全と安心の確保」なり「農業の構造改革の加速化」「都市と農山漁村の共生・対流の推進」といったようなことなりを、特集ということでまとめて記載をしております。

それに続きまして、 、 、 章ということで、先ほどご説明いたしました食料の安定供給、農業の持続的発展、農村の振興ということにつきましての15年度に講ずる施策ということで、例えば提出いたします法律案、さらには15年度予算案に基づきます施策を、こういった形で紹介させていただいているということでございます。1つは、極力わかりやすくするというので、ぱらぱらとめくっていただきますと、中に、図ですとか写真ということを極力多用しまして、なるべくわかりやすくご理解いただけるようにという工夫をしております。

一番後ろにございますけれども、15年度に開催予定の審議会等の状況、特に国民に対して情報をいかに的確に開示していくかという観点も含めまして記載をさせていただいております。

今日をご説明いたしませんでしたが、14年度において講じた施策ということで、参考資料3というものがございますが、これは講じた施策ということでございますので、單元ごとに淡々と記載しているわけでございますが、今年の場合、87ページをお開きいただきますと、「食料・農業・農村政策日誌」ということで、87ページ以降に平成14年度になりましてからの日誌を、いつ何が起こったかということにつきまして記載をするということで、一つの新しい取組でございますが、こういったようなこともさせていただいております。

ちょっと説明が長くなって恐縮ございましたけれども、以上で事務局からのご説明とさせていただきます。

八木会長 どうもありがとうございました。

去る2月25日に施策部会が開催されまして、互選により甲斐委員が部会長に選任されました。同部会において「平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)」についてご審議いただいておりますので、甲斐部会長からご報告をいただきたいと思っております。

甲斐施策部会長 施策部会長に選任されました甲斐でございます。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、施策部会における「平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策」の審議経過をご報告させていただきます。

この「講じようとする施策」は、食料・農業・農村の動向を踏まえ、政府として、次年度の食料・農業・農村施策の取組方針を明らかにするものであります。食料・農業・農村基本法上、これらの施策は「食料・農業・農村基本計画」に沿って、総合的かつ計画的に推進することとされており、現在の基本計画は、平成12年3月に策定されております。したがって、今回、施策部会において審議を行った「平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策」は、この基本計画に沿った施策の具体化に向けた平成15年度における取組方針と位置づけられるものと考えられます。

平成14年度における施策部会の審議経過を順を追ってご説明いたします。本年度の施策部会は3回にわたって審議を行いました。

まず、昨年7月30日に、各省庁における平成15年度予算の概算要求とりまとめの時期に当たって第6回施策部会を開催し、農林水産政策の抜本的な改革の方向を示す『「食」と「農」の再生プラン』とこれに基づく取組や、政策評価結果の概要等について説明を受け、これらも踏まえて「講じようとする施策」の策定に向けた基本的考え方を審議いたしました。

この際には、農業への株式会社参入に対する基本認識や、水田農業における需給のミスマッチと技術基盤の整備の必要性、農業に対する国民・消費者の合意形成の必要性等について意見がございました。

次に、昨年の10月24日に開催した第7回の施策部会において、最近の食料・農業・農村の動向等について聴取するとともに、各府省において、財政当局と調整中の食料・農業・農村関連施策のポイントの説明を受け、これらを踏まえつつ、「平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策」の構成について議論を行いました。この結果、「講じようとする施策」においては、『「食」と「農」の再生プラン』等直近の政府の基本方針を反映させるものとし、『「食」と「農」の再生』という特集を設けることになりました。この際に、食育の進め方について工夫をすべきとの意見、それから構造改革特区における株式会社の農業参入についての議論、リスクコミュニケーションの必要性についての議論がありました。

最後に、平成15年2月25日に第8回施策部会が開催されました。ここでは、「食料・農業・農村の動向に関する年次報告(案)」の要旨等について説明を事務局から聴取いたしました。また、平成15年度政府予算案等の内容を盛り込んだ「平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)」について議論を行い、各委員からご了承をいただきました。

この部会では、食育の重要性について指摘があり、認定農業者制度の見直しや食品の安全・安心の確保等について議論がありました。今お手元に配布されている資料2の「平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)」は、以上ご紹介した審議を経てとりまとめられたものであります。

最後になりましたけれども、審議会の委員の任期の関係上、1月に委員の交代があったことから、新たに任命された委員、専門委員には、一連の議論の途中からの参加となってしまいました。こうした本年度の事情を踏まえて、来年度においては、なるべく早い時期に委員、専門委員にご参集いただきまして、ご意見を交換する機会を設け、皆様に十分ご討論いただけるよう部会運営に当たりたいと考えております。事務局には、この趣旨を十分受けとめていただいて対応していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

八木会長 どうもありがとうございました。ただいまご報告いただきました案につきまして、ご意

見を伺いたいと存じます。どなたからでも結構でございますので、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

宮田委員 私は、今ご報告いただきました報告の案の中で、非常に表現的にはいいのだけれども、もうちょっと加筆する部分とありますが、そういった面があっていいのではないかとということで、ちょっと意見を申し上げたいと思うのです。

実は、本文では、57ページから72ページまで、いわゆる食料の自給率と非常に関連があります。WTOの問題の記述があるわけでありまして、今の日本の食料の需給というのは40%ということで非常に低い、そういったことが、非常に海外の依存度が高いという中で、第3節の中でも、輸入しているために海外依存に抱える問題点ということで、輸入しますと水と土の問題がございますので、それから輸送にかかる二酸化炭素、そういった公害をまき散らす問題等々ありまして、非常に具体的に書かれておりまして、いろんな面で国民はわかっている、単純に食料を買うのだという意識以外を、ちょっと見過ごしがちなことが表現されておりまして、私は非常に適切な記述だと思っております。

そんなことと関係いたします、それと絡めて、今WTOの問題が大きな問題としてクローズアップされているわけでありまして、必然的に国内の需給を高めるといふことと、いわゆる輸入の問題とが微妙に絡まって大きな問題で、これを切って離せないという今、実情にあるわけでありまして、そういった中で、単純に食料を輸入するということもありますけれども、1つには、農業依存するということ、多面的機能ですとか、食料の安全保障ですとか、いろんな大きな問題を抱えている。そういったものも、ここ10年ぐらい前からみまると、かなり国民の意識の変化といえますか、非常に関心は高くなっている実態があるわけでありまして、今ずっとみまると、例えば自給率の現状、それに続く食料の安全保障、多面的機能を維持していく中での輸入の問題、いわゆるWTOの動きの中でも、実態はこうなってますよ、国としてどういう動きをしますよ、ということの記述はあるのだけれども、食料の需給と輸入、WTOと絡んだ中で国民の関心、意識の変化がどうなってきたかとか、国民自体がこれに対するどういう具体的な行動、動きをしているということを加えて記述しておく、僕は非常にいいのではないかとと思うのです。ただ、国の動きとかいろんなことより……。

例えば、私も経験も含めてですけれども、過去の米の輸入の問題になったときの国民的意識というのは余り高くなかった。単純によそから買えばいいのだという気持ちはかなり国民全体に浸透した。ところが、それがだんだん、あれ以来今日に至るまでは、さっきいったように、我が国の食料の需給ですとか、国の農業を支える中で、地域の保全だとか環境の保全だとか、安らぎを与える、やはり大事なことだなどという意識、そういったものがだんだん高まってきて、さらにもっと進めて、消費者の皆さん、NGOも含めて、自分らの力、自分らの考えを広げていこうということに非常に大きく変化してきておると思うのです。

例えば先月の15日に、私どもも含めてNGOの皆さんが、日本の食料を考える集会を行ったわけです。これもNGOの方が主催をして1万人集まって、そして自分らの考えをアピールして広げていこう、そういった試みがだんだん多くなってきたものですから、そういった記述を、国民がしっかりと考えて、日本の国の食料というのは大事だということを考えた。そして、より需給を高めるために貿易も、公正、公平な貿易ルールを、国民自体として対外的にアピールしたりいろんなことをしていこうという意識も高まってきたわけでありまして、そういった動きも記述されますと、一段とこの中身が、国民自体にも、ああ、そうだなということがわかってくれると思うので、そういったものを加筆していくということ、私は提案していきたいと思うのです。大事だと思うのだけれども、意見として申し上げます。

森本専門委員 2点、質問をさせていただきたいのは、まず、第5回という審議会でございまして、本来こういった形で、総括という言い方が適切かどうか分かりませんが、総括して次につなげるという意味では、本来、役員交代、メンバーの交代というのは、この回が終わって、私たちの次、新任が入ってもいいのかなという気が、まずいたしました。

もう1点は、今、宮田委員がいわれましたのとちょっと関連するのですが、私は逆に、もう少し厳

しく意見をいいたいののは、ミニマムアクセスのときもそうなのですが、国会決議をやって、絶対米は入れないということの中で、結局、ミニマムアクセスということで最低輸入量を入れるということを決めました。今度でもそうなのですが、食料・農業・農村基本法という法律の中で自給率を45%にもっていくというものをうたっているのです。これは基本的には法律の中にうたっている。それが基本的にふえることはなくて、だんだん減っていているという現状ですね、そこを、この審議会の中でどの程度農水省に対して物がいえるのか。施策部会あたりでも物がいえるのか。結局、そうなってくれば、今まで生産性の向上ということで、ちょっと突っ込みますと、土地改良事業とかにいろいろお金をつぎ込んできた。しかしながら、これから先、担い手とか、そういったところに育てていくということになると、基本的には今までのやり方を変えていかざるを得ないわけですね。その辺のところを、どれだけこの審議会というのが意見をいえるのか、はっきりいえば、その辺を明確にしていただかないと、私たちもこの審議会の専門委員として入っていても、この部分は、ここまでだったらいえますよ、表面上ここまではいえますよ、ただ、これだけ突っ込んだことの話はできませんよ、それがなければ、私が専門委員をやっておっても、極端にいえば、農業の中でいろんな意見をいいたいと思っておりますけれども、それが反映されないようだったら、私も専門委員をやっておる意味もないわけですから、その辺のところの2点をお伺いできればと思います。

八木会長 審議会で発言を控えるということはあるかと思うのですが、思ったことをご発言いただきたいと思っておりますけれども……。

皆川企画評価課長 2点あったわけですが、1点目の任期の関係でございますけれども、たまたま前回の基本計画の策定に際してのタイミングを若干引きずっているような格好で、今年の1月の改選というようなことになって、これ自体、先ほども甲斐部会長からもお話がありましたように、やや議論が途中で切れてしまうというようなことでの弊害があったということも我々は認識しておりますので、そこら辺は、次回に向けては工夫をさせていただきたいというのが第1点目でございます。

どこまでいえるのかということについては、どこまでもおっしゃっていただいて結構だと思うのです。それを、この場では年次報告の議論でございますけれども、当然、基本計画の策定ということについても、政策審議会に諮るということでございますから、そういったことになりますと、まさに計画自体としてどうあるべきかということについてのご議論ができるということでございますし、また、それを踏まえた施策の現状認識をどうもつかということについては、この白書の議論というのは、まさに、その認識論がどうなのかということについて、政府についているんなことをおっしゃっていただいて、それを我々も反映させていただくということでありますので、どこまでということはないわけでございます。閣下にいろいろご議論をいただきたいということでございます。

坂本委員 食料の部分で少し提案をさせていただきたいのですが、14年度の施策のときにもございましたけれども、2000年に食生活指針が出て、その場合には国民の健康、それから食料の消費、自給率の向上へ向けて、あるいは日本の食文化の維持という大きな5つの柱でつくり上げたものなのですが、そのときに食育という言葉を使いまして、それで1億2,000万の国民にこれを、国民的運動として盛り上げようという運動が2000年にございました。それから14年の施策の検討のときに、例のBSE問題が出てきて、急遽食品の安全性というのが特集としてトップに挙げられてきたわけで、これらは食料の場面で、継続して普及活動をしなければいけないということでした。食生活指針が少しトーンダウンされてきた印象があるのです。15年に至りまして、「食育」という言葉があちこちにみられますけれども、この食育の内容が、ほとんど食品の安全性の確保、あるいは国民に対する不安を取り除こうという策が提示されているわけです。食生活指針は、健康を維持するために食品をバランスよくとりましょうという提唱であり、また自給率も、40%は維持しておりますけれども、お米の消費量は、お米を食べましょうという提唱があったにもかかわらず減少しているというようなことがあって、指針の認知度も、まだ20%しかありませんし、普及の効果はまだ上がっていません。国民の健康と食料を考える場合に、提唱の中の項目というのは大変重要なことであろうと思うのです。

私は、食品の安全性というのも非常に大事なことであろうと思うのですが、食育の内容は、2つ

の要素で構成されてしかるべきだと思っているのです。1つが、食生活指針に提唱された国民の健康と食品の消費の仕方、それから自給率を向上するというようなもろもろの問題と、もう1つは、食品への不安を払拭するための安全性の確保の理解、その2つの柱が中であってほしいと思います。今回の15年度の講じようとする施策の中に、そのニュアンスがだんだんかげってきている感じがするのです。ですから、「食育の促進」が22ページ、23ページに、「食育」という言葉で書かれていますけれども、食育の内容に、食の安全と国民の健康と食料というように、両方の内容をこの中に表現として入れていただくと、食育という言葉の定義がはっきりしてくるのではないかと考えますが、よろしくこちら辺ご配慮いただければと思います。

山本総合食料局審議官 ただいまご指摘のございました食育につきましては、先生がおっしゃるとおり、BSE問題等もございまして、最近、国民の間に定着しつつあるのではないかと考えています。この具体的な内容については、いろいろ議論がございまして、今、先生からもご指摘があったところですが、安全性という問題、またいろいろな食生活のあり方、地元のいろいろな食材を知ることなど、幅広い内容を含んでいると考えています。そういう意味で、私どもは行政という立場でやっておりますけれども、他方で国民会議というような形での国民運動的にもこの問題に取り組んでいただいているところでございます。

食育についての最近のいろいろな表現については、食の安全に関する問題が、BSEを中心に特にクローズアップされたこともございますので、多少そういう観点からの表現が多いようにおとりになられるのかもしれませんが、要するに中身としては、いろいろな問題があるし、かつ非常に幅広い問題である。また多角的にとらえないと、やはりこの問題はいけないのだとっておりますので、私どもそういう観点から、厚生労働省、文部科学省とも連携をとりながら取り組んでいるところでございますので、今後さらに努力をしまいたいと考えております。

皆川企画評価課長 もう1点、食生活指針について、もう少し記述内容なりも充実するというのも一つの考え方だと思いますので、そういった点も含めて、記載内容については検討させていただきたいと思います。

横川専門委員 私は本日が二回目の会議出席ですが、事務局からの提案をお聞きする限りでは、全体的に「消費者に軸足を置いた提案」の部分がやや不足しているような気がします。まず、当たり前のことですが、モノというのは「生産者が作った」から売れるのではなくて、「消費者が買う」から売れるわけですね。本格的に農業を改革するのならば、もう少しマーケティングの視点から考える必要があると思います。自給率は何故40%になってしまったのか、それは、作る方が悪いからなのか、食べ方が変わったのか、といったことを追求していくと何が見えてくるでしょうか？ 商品はその価格と品質で売れるわけですから、40%に落ちたのは価格と品質に足りない点があったということを反省する必要があります。その上で改善をするための制度が必要になってくるのです。例えば、青果の場合、生産地の出荷価格と消費地の販売価格が極端に言って3倍となることがあるなど、流通システム上の問題提起がなされていないと思います。

また、情報システムをもっときちんと整備しないといけません。BSEに関係してトレーサビリティだけの構築ができればそれで情報システムは完成だと思われては困るわけですし、「食」についての情報提供というのは、どんなものがどこでとれたのか、それはどんな特徴があって、どういう食べ方をしたらいいのか、食育とは違った次元でもっと情報の整備をしていかなければいけないと思います。

最後に申し上げたいことは、今は、これまでの農政について云々することよりも、これからの農業についての検討を優先しないといけないのではないかと考えています。農業の指導方法を将来に向けて変えていくこと、例えばインターネットを使って農業の質問を受けたり指導やアドバイスをしたりする仕組みを既に実用化して行動している人たちもいます。そういった形で、農家の人たちが本当に困った時にどうするのか、生産性向上するためには何が問題なのか、その辺を仲間同士で話をしながら改善をして自分たちの将来の夢を自分たちで切り開くという動きを応援する体制を整えないといけないと思うのです。そんなことを含めて、新しい時代への対応にどれだけ農林省として人手とお金と時間をかけていくのかということは今やらないと、改革にならないのです。やはり、

消費者と農家に軸足を置いて、消費者と農家がどうやったらうまく結びつくのかという議論をもっとやっていただくことが最重要だと思います。

八木会長 ありがとうございます。

ただいま北村農林水産副大臣がみえられましたので、ごあいさつをいただきたいと思います。

北村副大臣 おくれてまいりまして、まずおわびを申し上げます。本来でございますと、大島理森農林水産大臣がまいりまして、皆様方にごあいさつを申し上げるところでございますが、国会審議でどうしてもこちらへまいることができません。大臣からあいさつの代読をせよということでございますので、代読をすることをお許し賜りたい、このように思います。

第5回食料・農業・農村政策審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員並びに専門委員の皆様方におかれましては、ご多用中のところご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

我が国農林水産業と農山漁村は、人の「いのち」を支える食料の供給という使命を担い、農地・森林・海を通じた資源の「循環」、環境との「共生」を実現する重要な役割を果たしております。私は、この「いのち・循環・共生」の基本的な枠組みづくりを国の責務として受けとめ、環境の保全を初め多面的機能を十分に発揮できる農林水産業や農山漁村のあり方を常に意識するとともに、食の国際化の中での国民の食料確保に向けた中長期的戦略をもって事に当たってまいり決意であります。このため、「食料・農業・農村基本法」並びに「食料・農業・農村基本計画」に基づき、昨年発表した「食と農の再生プラン」の着実な進展を基本としつつ、食の安全と安心の確保、米政策改革の着実な推進、WTO交渉等への対応など、当面する課題に積極果敢に取り組んでまいります。

本日お諮りしております「平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)」は、このような観点からも、極めて重要なものであると考えております。この「講じようとする施策」は、食料・農業・農村基本計画に則し、食料・農業・農村の動向を考慮して、その年度にどのような施策を講じるかということ国民の皆様方に明らかにし、国民合意に基づく施策の推進に寄与するものであり、「食料・農業・農村基本法」の理念を具体化する上で非常に重要な役割を担っております。本件につきましては、昨年7月以降、3回にわたる食料・農業・農村政策審議会施策部会でのご審議をいただき、先月末に部会としての結論をとりまとめられ、本日、当審議会において諮問を行う段階までまいりたところでございます。皆様方におかれましては、何とぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げ、本日、当審議会においてご答申いただいた上は、閣議決定を行い、皆様のご理解とご支援をいただきながら、その推進に全力を尽くしてまいります。

委員、専門委員の皆様方には、これまでのご尽力に対しまして、重ねて御礼申し上げますとともに、今後とも農政の推進について、引き続きご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

平成15年3月13日

農林水産大臣 大島 理森

代読。

八木会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き審議を続けてまいりたいと思います。

皆川企画評価課長 横川委員からのご指摘がございましたので、ちょっとお答えをさせていただきます。いわゆる農業自体が消費者から支持されないと立ち行かないのだということでございますけれども、要旨のところでの「はじめに」というところで基本認識を書いておりますので、少しお目通しいただきたいと思いますが、参考資料の1ページでございますが、「はじめに」のところの中に「食」と「農」ということで書いてあります。中段あたりでございますけれども、「これまで以上に消費者の視点を重視し、食料の安定供給の確保を図っていく必要がある。さらに、食の安全と安心は消費者の信頼のうえにのみ醸成されるものであり、消費者の支持があってこそ我が国の農業生産、食料供給が成立していることを原点に立ち返り再考する必要がある。」という基本認識

をここでは述べさせていただいております。

食料の関係の流通の部分について、もう少し踏み込みが足りないのではないかという観点なり、普及指導ということについてご指摘があったわけでございますけれども、実は今、農林水産省の中で流通研究会というようなことですか、普及についても、そのあり方について議論する場を設けておまして、普及については3月末を目途に一応のとりまとめをしようということで、普及事業自体が、農業技術自体がかなり高度化をしていたりとか、農家の方々にかなり高い技術レベルの方々が出てきているということを踏まえまして、普及指導のあり方をどうすべきかということを議論しておりますので、そういったことを踏まえまして、あと食品流通につきましては、流通研究会といったようなものの報告も踏まえて、来年度に向けまして実態把握をした上で、また記載させていただくというようなことで検討させていただきたいと思っております。

横川専門委員 情報システムの問題についてはどうですか。

皆川企画評価課長 情報システムについては、農村のITの状況なりは書いてございますけれども、それにつきましても、また研究させていただきたいと思えます。

安土専門委員 私、前の審議会のときに食料自給率を45に上げていくということについて、極めて少数意見だったのですが、それは無理じゃないでしょうか。40%を維持するということで行くのが当面の目標で、その後上げていくということが必要だと言いました。こういう形でおりましたグラフが、短時間のうちにV字型に回復するということは、無理があるのではないかとことを申し上げたのです。しかし、45ということで、皆さんの大勢でそういう方向になったのですけれども、やはり今も同じような気がいたします。そして、先ほどの横川委員の話のように、「平成15年度において～施策」(案)、66ページに、「国民の食生活」云々という3行のところで、食料自給率の低下の大きな要因になっているというのを、「米の消費が減少し、畜産物や油脂の消費が増加するなど我が国の食料消費が大きく変化する一方で、国内生産がそれに十分対応できていないことが、食料自給率の低下の大きな要因の一つとなっている。」と表現していますが、これは、こういえばこのとおりだと思うのですが、本当に食料自給率がなぜ下がったのかということについてのもっと突っ込んだ、いわばもう少し露骨な分析が出されてもいいのではないかと。そういう分析から出てくる原因を変えない限り、食料自給率のもとには戻っていかないわけです。そのあたりが、非常にあっさりと書かれており、一番重要なところが抜けているような気がいたしました。

さらに、これも前の審議会で私が申し上げたことですが、今の項目の下のところに、「また、食べ残しや食品の廃棄等によりかなりの食料資源が無駄になっている状況」だとあります。資源のムダ使いをなくす、ゴミを減らすという点では、そのとおりだと思うのですが、食料自給率を高める目的の一つに食料安保、すなわち、食料危機に対応するということがあると思うのです。食料危機に対応するためには、むしろ日ごろ食べ残しなどがあって、多少ゆとりがある方が、当然のことながらいいわけです。変な話ですが、捨てるものが7割くらいあれば、自給率40%でも捨てるのさえやめればたちまち食べていけるわけですから、したがって、社会全体の道徳としてのごみを少なくしようということはまったくもともともしても、食料自給率を高めることの目的の関係でいうと、多少緩みがあった方がいい。これは家庭でも会社でも皆そうですが、少し緩んでいた方が、いざというときに対応できるということがあるので、ちょっとそのあたりが矛盾しているのではないかと思います。その考えは今でも変わっていません。先の問題としても、まじめに考えておくべきことのように思うのですが。

安高委員 前回の審議会でもちょっと質問させていただいた、いわゆる市場経済と生産調整の考え方ですが、やはり今でも私は、長期的にみてきちんと整理しなければいけないと思っております。私は、今行われている生産調整が是か非かというものではございません。農協に所属しておりますから、それなりの立場というものはございますけれども、考え方としてお伝えしておきたいのは、食糧管理法を変えたということは、食料を管理しない、だから市場経済に移らなければいけない。市場経済に移るということは、20年、30年というスパンの中で移るとことを示さなければいけない。にもかかわらず8年後、やはり生産調整を、システムを確立するというようなことをおっしゃっている。それをまた、わかりやすくいえば民間にやれというようなことになっている。生

産調整を残すのであれば、これは国が制度として責任をもってやるべきだ。ただ、私は、それがいいといっているわけではない。ただ明確にしてくださいということなのです。だから、生産調整を残し、相当な機関が関与するのであれば、これは食料管理をきちっとやるべきです。市場経済に移れば、農業以外の、生産の現場以外では、消費の部分に関してかなり混乱が起こってくるかもしれません。そこに対してどういう覚悟を決めて対応するか、これが国の役割です。この国の役割から逃げて、中途半端な生産調整に逃げているとしたら、これは政治が政治の役割を果たしてない。それを果たさないで農業の生産現場に矛盾だけを押しつけるのですか。

先ほどあちらの方の意見として、農業の生産力が向上しない、自給率が向上しないということがありましたけれども、私は、生産調整というのは、基本的に手かげんして生産しなさいということだと思っております。手かげんしているところが生産力向上するわけございません。自給率も向上するわけありません。私は、生産調整しなさいとか、した方がいい、するべきではないといっているわけではない、政治として、はっきり明確に示すべきだ。30年後の方針を示さなければ、担い手なんて入りません。新しくこの業界に、農業に入る人は、20年、30年後を見据えてのことですから、国が、8年後がこうですよ、その先わかりませんよといわれたら、新しく入る人は、国のいうことは聞きません。

その意味で、農政の長期的な展望、長期的な政策と方向性、ビジョンをどう考えていらっしゃるか、前回お伺いしたときに、20年後、30年後は、わかりやすくいうと考えてないというような返事だったと思います。今日は、20年後、30年後はお伺いしません。20年後、30年後のビジョンが必要と思われるのか否か、それをつくろうと思っいらっしゃるか否か、これをまず第1点として聞きたいと思っております。

もう一つ、少し話は小さくなりますが、いわゆる法人化推進の件ですが、最近になって、農村の集落段階では、かなり法人化という話が来ているというので、かなり集落段階、農家段階では、この法人化意識されてます。政策のメリットを享受するためには、無理やり法人化しなければいけないのではないだろうかというような議論が盛んになってきております。その辺、農水省は現場の方をどんなふうにとらえているかわかりませんが、私は、法人化は、基本的に手段であって、目的ではないと思う。ところが、現場集落では、法人化が目的かのように議論されています。これは非常に大変なことだと思っております。

法人化というのは、確かに法人化して経理能力が向上するとか、金融の信用力が向上するとか、さまざまなよさはいわれておりますが、法人化にとって一番大事なことは、明確なビジョンを描けるリーダーがいるかいないかです。経理、経営がちゃんとできるマネジャーが育っているかどうかなんです。これは今まで食糧管理法のもとで競争にさらされてない農村の中に、それを求めることは非常に困難なのです。困難であるにもかかわらず法人化さえすればバラ色の農業経営があるかのような誤解を受けるような政策の進め方というのは非常に問題ではなからうかと思っております。人材もなく、組織目標の基本のないままに、政策にのって法人化を行う、こういうことをしていきますと、今わずかながらでも残っている地域農業、集落の人間関係などがおかしくなるだけのことに終わりかねないです。また、集落の目立たないところでは、集落で話し合いながら、地域農業を維持、継続している営農団体というものもあるわけです。そういうところに法人化などを持ち込むと、せっかくなさやかながらうまくいっているところをひっかき回すということになりますので、その辺の法人化の進め方については非常に難しい問題がある。その法人化のところについて、国、農水省は政策の進め方をどのように考えておられるのか、先ほどの長期ビジョンとあわせて2点、質問させていただきます。

皆川企画評価課長 先の見通しをどうやって国が認識しているかということでございます。まさに食料・農業・農村基本法の中の基本計画というものが書いておりますので、若干その部分だけ読ませていただきますと、政府は、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため基本計画を定めなければいかんということがございまして、これをもとに、平成22年ということの一つの目安の年にしながら基本計画というのができておって、10年スパンの政策の基本方向ということについて記述をしているということでございます。そういった計画は私どもとして

必要だという認識でございます。

法人化の話は、経営局の方から……。

山田経営局審議官 今、委員からお話がありました法人化についてですけれども、お話がありましたように、この前もちょっとお話ししましたけれども、農林省としては法人化というのを目的ではなく手段だというお話なのですが、我々もそう考えております。法人化をした場合に、非常に効率的にできる経営もあれば、そこまでしなくても、今ちょっとお話がありました、ささやかにやっているものを無理に法人化して、かえって問題になるのではないかというお話もありましたけれども、集落での取組、あるいは個々の家族経営の中でも、法人化を無理にしなくてもできるところもあると思っています。ただ、法人化は、今お話がありましたように、それなりのメリットもあって、効率的、安定的な農業経営に育っていくためには、経理がしっかりできているとか、あるいは自分たちの農業をどうしていくのか、役割分担をしていく、あるいは加工なり流通のところにも手を出していく、そうすると、そういう経営を目指すところは法人化をしていって、先ほどお話がありましたけれども、リーダーなりマネジャーなりがしっかりできていくということで、その一つの契機として法人化というのを考えております。

今ちょっとお話がありました、特に地域で、何でもかんでも法人化をしると、集落の中でそういう話になっているというお話でしたが、これは、多分、米の改革に伴って、特に担い手経営安定対策の対象として、法人化しないとなかなか難しいのではないかというような話があってそういうことになっていると思うのですけれども、私どもとしては、特に担い手経営安定対策については、これから農業を担っていかれるような、日本の農業の本当に担い手となるような方に対して支援をしようということなので、そのためには、今いいましたように経理なりがしっかりしているとか、あるいは本当に他産業並みの所得が得られるような人が法人の中へ出てくるとかということが必要だというような考え方ですので、そういう意味で、今お話がありました、そこまでやらなくても自分たちは集落の中でまとまりながらやっていくからいいのだということでは、私どもは無理にやる必要もないと思っておりますし、それはそれで一つの行き方だと思っております。ですから、指導がそういうふうになっているのではないかというお話だったので、それは、今後それなりに、また検討していきたいと思っておりますけれども、私どもの考え方としてはそういうことでございます。

坂本専門委員 今、安高さんの議論は、組合長さんであるようで、驚いているのですが、集落営農を推進なさっているのはJAの皆さんなのですね。私は、法人協会のお世話をさせていただいているもので、あたかも集落に入って我々農業法人がかき回すような発言は、ちょっと時代錯誤があるのではないかと。おたくの地区を知りませんが、今、中山間地域は土地が泣いておりますよ。放棄地化していく、息子はみんな街へ出ちゃった。JAさんは、それをよう抑えませんでしたね、担い手をね。ですから、みんな街へ出てサラリーマンになったですね。村を誰が守るのかと云う課題を、政府に頼ってきましたね。我々農業法人とすれば、この村をどう守るかという気持ちでやっておりまして、中には、あなたの気に入らんような法人があるかもしれませんが、攻撃と受けとめて言っているわけではないんですよ、皆さんの誤解があってはいけないので申し上げているのですが、我々法人も頑張らなければいかなのではないかと申し上げたいのです。しかし、今お答えがあったように、法人ありきではありません。家族経営で立派にやっておられること、生命産業においては、私も家族経営が一番いいと思います。しかし、教育が変わってまいりました。したがって、長男は農業をやれ、農業イコール家業イコール相続、一番理想の姿だと思いますよ。しかし現状はどうです、過去を分析してみてください。担い手がいない。現在の自給率が悪いと、さっきからおしかりを受けているわけです。ですから、現在の「集落営農」には問題があるから法人が悪者だということ自体はちょっと気になりますので、よろしく願います。以上です。

安高委員 坂本専門委員が、もちろんおっしゃるとおりなんです。私自身も船方農場、実は3回ぐらい行かさせてもらいましたし、以前、うちの町にもみえていただいて話を伺ったこともございます。法人化は、ある部分、非常に必要なんです。私が申し上げたいのは、法人化するということが目的ではなく、船方農場に坂本さんというようなリーダーがいらっしゃる。リーダーを育てる方向にならないと、リーダーをつくり出すことが大事ですよ。リーダーとマネジャーが育てば、法人化

は自動的にできていきます。そういう法人化は必要なんです。今の農業生産を考えると、30ヘクタール、40ヘクタールつくってもやれないかもしれない。だから100、200という単位で動かせる、それは、もしかしたら、将来的には経営体の集合体かもしれない。そうすると非常に強力なリーダーシップとマネジメント能力が必要だから、そこを育てるようにしてください。特に最初の部分とリンクしていきますと、生産調整を強くすれば強くするほどリーダーは育たないですよ、マネジャーは育たないですよというふうに申し上げたい。以上です。

中村(裕)委員 特別意見はございません。白書につきましては、よくまとめられていると思います。毎回お願いをしていることではありますが、我々が生活していく上で、食料の安全保障の問題、環境の安全保障の問題、あるいは夜ゆっくり休めることを含め、国防なり社会的な安全保障の問題、こういう生活上の基本的な知識といいますが、この点が、いろんな人とお話をしている、非常に欠けているのではないかなと思います。この点で白書は、食料の安全保障の問題、あるいは生態系、環境の安全保障の問題については、かなり幅広く、深く追求し、整理もされておりますが、さらに欲をいうならば、175ページにあります学会議が示した多面的機能の、特に(2)にあります日本の原風景の保全の問題だとか、あるいは伝統文化の問題等を、さらに詳しく取り入れていただきながら、問題は、これをいかに国民の方々に知識として知っていただくかということだと思います。これまでも努力をされておりますが、特に教育の面で、学校の中で生かされても良いのではないかと思いますので、そういう努力も今後していただきたい。

もう一つ、バイオマスを取り上げておりますが、今も畜産対策でいろいろやっておりますが、ふん尿処理問題はこれからの大変な問題だろうと思っております。人間以上の問題ということになっておりますので早急に強力な取組みをしていただきたい。さらに、化石エネルギーの代替エネルギーの問題として環境問題ともあわせ、しっかりとバイオマスを予算措置も含め、農業政策として、考える必要があるのではないかと考えます。これは意見です。

長谷川委員 ただいま中村委員の方から農村の文化、自然に対する価値を学校教育の中でというお話がありましたけれども、私もそれは非常に賛成なのですけれども、実は私、NGOで上下流の交流事業をやっておりますけれども、基金ももちまして、お金ももって、それから都会から人を連れていくということをやりますのですけれども、なかなか地域の方が元気になってくださらないのですね。年次報告のところで、29ページに農村の有形・無形の財産が存在し、それを再評価するというように書かれているのですけれども、これはだれが再評価するのかということをちょっとお聞きしたい。私は、現地の方が、地域の方が再評価してみずから元気になっていかなければ、幾ら都会の方が評価をしてもむだではないかと思っておりますので、現地の方が元気になるような目線で施策を展開していくことが必要ではないかと思っておりますので、その点、意見として申し上げること、この再評価については、どなたが評価するように書かれているのかをご質問したいと思います。

皆川企画評価課長 そういったことにつきましては、まず地域住民の方々が評価をする、さらには国民が評価をされるということで、別に行政が上から、かのごとしということで公定的なものを我々が想定しているというわけではございません。

白書の「動向」編の本体の方の201ページに、例えばということで、農業にかかわる文化財の事例というようなことで、有形・無形のことを、本体はカラー写真を入れまして、こんな形でも紹介をさせていただこうかな、こういったような地域で認識されているさまざまな事例ということでございます。そういったものをいろいろと交流というようなことを通じまして国民的理解につなげていきたいというようなことで、いろいろと施策の方でもやっておるということでございます。

中村(良)委員 これは漠然とした感じのことですので、お答えいただくということでもありませんし、今回どうしろということでもございません。長期的にみて、私が、先ほどもちょっとご報告の中で出てまいりましたけれども、世界水フォーラムのことでかかわって、外国といろいろやっております現場の方からこのレポートをみたときの雑多な印象でございますが、外国とのやりとりは、WTOを扱っていらっしゃる部局については大変よく書いてあると思うのですけれども、ほかの部局は、どちらかという薄いような印象があるのです。これから世界はそういうふうでもいかない世の中

になりつつあるのではないかという気がいたします。現場でやってみますと、日本の主張を一局面だけの会議でやって、勝つ負けるだけの世界では、余りやり過ぎますと、日本が孤立するようなことがよくあるのですけれども、全体的にみているんな部門で外国とのやりとりがだんだん必要になってくるのではないかと思うのです。そうしますと、こういうことの本書き方の中でも、全体的に世界の中でどういう位置づけでどうなっていて、世界とはどういうふうにかかわっていくというようなことが、もう少しあっていいし、そういうことが必要な時代が来ているのではないかというように思っております。以上でございます。

森本専門委員 これは簡単でよろしいです。きのう、テレビをみていたら、お米をDNAで調べたら、ほとんどが全部偽装だったのですね。お米が全部、コシヒカリといってもコシヒカリではなかったというのがほとんどだったという話があったのです。それからすると、恐らく市場流通の中で、私たち農家からすると、私たちはお米を経済連に出すときに、農薬を、この農薬です。肥料はこの肥料ですというふうにはちゃんとラベルを張ってやるんです。ただ、これが消費者の口に行くときには、どういう形で消費者の口に入っているかというのを、食品安全委員会ということで今から先、管理していくのだと当然思いますが、その辺のところを、どの程度まで、お米でもちゃんとやるのか、野菜でも、宮崎産といっても宮崎産じゃないかもしれないし、そういうのを全部調べるということは今から先、ここでやっていくのか、その辺のところはもうちょっと明確に教えていただければと思います。

山本総合食料局審議官 ただいまのご指摘のあった点、いわゆる食の安全・安心の確保ということですが、昨年以来、大変消費者の方々のご関心をいただいているところでございます。ただいまご指摘のございましたように、現在、開会中の国会に食品安全基本法、それから私ども農林水産省も設置法改正等を提出しております。食品安全委員会と農林水産省等の各省の役割につきましては、大きく分けまして、食品安全委員会は、いわゆるリスク評価ということをする組織です。リスク評価というのは、食品に関し、ある危険なものについて、どういうふうな危険がありますよ、ということを科学的な評価をする。それに従って、農林水産省、または厚生労働省は具体的な措置を行うことになっております。これは、リスク管理というところでありますけれども、それぞれが役割を分担し、食の安全・安心を確保する、そういう仕組みになっております。

今お話のあった表示の問題、これは安全性にかかわる部分と、いわゆる商品の品質とにかかわる部分とがあるわけで、後者のものは、必ずしもいわゆる安全の範囲に入るかどうかは不明確です。しかしながら、いずれにする消費者の安心という面からいうと非常に大切な問題でございますので、農林水産省の設置法を変えることによりまして、私どもは、先ほどご説明のございましたように、従来の産業振興部局ということから分離しまして、消費安全局、これは仮称でございますが、そういう消費者行政を専門にやる部局をこれから本省にもつくりまして、あと出先機関にも設置することにしてあります。そういう意味で農林水産省の体制は、しっかりやっていくこととしていますが、当然この表示の問題については、私ども農林水産省だけではできませんので、都道府県、一方でまた、厚生労働省と共同で表示についてよりわかりやすいもの、より実効性の担保できるものというように、改善を図っていきたくて考えています。一挙に改革できないかもしれませんが、改革をする方向で着実にやっておりますし、またその過程では、本審議会を含めましていろいろの方々のご意見をしっかり聞いて対応してまいりたいと思っております。

新開委員 私は、女性のただ1人の生産者でございますけれども、農業と直売店をいたしております。「はじめに」というところで、消費者に視点を重視して、消費者あって初めて農業が成り立つということは、生産者側も十分理解はいたしております。特にBSEとか無登録農薬とか食品表示の問題で、非常に農家もあたふたとしまして、しっかりいいものをつくって、安全なものを皆様に生産し提供しないといけないということは十分理解しております。しかし、逆に生産者側からいわせると、農業たたきが始まったかなというぐらいに非常に大変な時代に農家になってしまったんですね。消費者と生産者というのは、両輪でいくということは、武部元農林大臣も前からずうっとおっしゃってますように、どちらも理解し合わない絶対解決しない問題だと思います。消費者も女性が多いものですから、女性対女性で頑張ろうということで、直売所で一生懸命交流をしております。そ

の中で、ここで日本の農業を支えないと、私たち消費者の方が大変なことになるという意識をもってくださる消費者の皆さんが非常にふえたことですね。ここには紙面に出てませんが、一人一人が今までの長い日本の農業と食品のあり方に少し反省が出てきたので、ある意味では、地方の女性たちが食を変えていっているのではないかなという、いい兆しがみえているのですね。

それから、第2回目のときも良かったですように、トレーサビリティとかりスクコミュニケーションとかブランド・ニッポンとか出てますけれども、せめて片仮名用語の中に、ニッポンは日本語で、それからトレーサビリティとは何かということ、皆さんに聞くけど、大半がご存じじゃない。もっとわかりやすい日本語で表現して欲しい。消費者の皆さんも、これだけ輸入農産物と国産を、地産地消とかいっている時代に、そこら辺は一生懸命考えてほしいといわれる、やはり日本の食生活をもっと日本らしいものにつくり上げるには、日本の伝統ある米を主として、食べ物を守りたいという女性たちの思いもすごく強いので、もっとそういう視点で考えてほしいなということ。

もう一つ、よく言葉に、望ましい姿とか、あるべき姿とかでてくるんですね、でも、それは農家にとってのあるべき姿と、消費者にとってのあるべき姿というのは全然違うんです。消費者は、やっぱり安く、安全に買いたいし、農家側はきちんと生活がなるぐらいのことはあってほしいし、だから、ここで使われる望ましい姿とか、あるべき姿とかいう言葉は、消費者が思うことと農家が思うことは違うことを頭の中に入れて文章にぜひ書いてほしいということですね。

米大綱ができて、先々は自由に任せられると思いますけれども、農山村を回って、もうどうしようもない荒れ地がすごく多いですね。生産調整というのは、私は、例えば危機下にあるときに、10%か20%ぐらいの中なら生産調整という言葉でくっていいと思います。けれども、40%以上減反するようなものは、生産調整という言葉ではくれない。30%以上は全く復田する可能性がないような実態を、もっと農林省は知ってほしい。3割というのは、農山村にしっかり、荒れてどうしようもなくなっている。農家だけではなくて、農家でない人も、国民全部が空気を吸い水を飲むのですから、国土保全として守るべき予算。農業予算とされると、いつまでも農家には補助金づけというような位置づけをされてしまうのですね。だから国民が生きるために、ぜひ国土を保全しないとイケない大地ですので、どうぞその点ももっと考えた米大綱であってほしいなと思います。よろしくをお願いします。

八木会長 ありがとうございます。ほかにございませんようでしたら、これで講じようとする施策についての審議を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木会長 先ほど大島農林水産大臣からの諮問に対して答申をすることになりますが、私の方で用意しました答申案をお配りしたいと思います。

(事務局より「答申案」を委員に配布)

八木会長 委員の皆様からいろいろご意見をいただきまして、また、その内容については、次年度改善していただくべき点は改善していただくことにいたしたいと思いますけれども、平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策については、別紙のとおり定めることが適当であるということでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木会長 ありがとうございます。

なお、公表までの状況の変化に伴い若干の修正が必要になった場合には、会長一任ということとさせていただきます。よろしくごめいませうでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木会長 ありがとうございます。それでは、そのように取り計らわせていただきます。また、お配りした答申案を、当審議会の決定とし、答申を農林水産大臣に提出させていただきます。

(事務局が八木会長から決済をいただき、「答申書」を八木会長に渡す)

八木会長

農林水産大臣

平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策の答申について
平成15年3月13日付14企第668号をもって諮問のあった「平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策」について、下記のとおり答申します。

記

平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策について、別紙のとおり定めることが適当である。

(「答申書」手交)

北村副大臣 ただいま八木会長からご答申をいただいたところでございます。食料・農業・農村政策審議会の委員の皆様、また専門委員の皆様方におかれましては、熱心なご議論をいただきまして、まず心から御礼を申し上げる次第でございます。

本日、当審議会においてご答申いただきました「平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策」については、閣議決定を行い、皆様のご理解とご支援をいただきながらその推進に全力を尽くしてまいります。これまでのご尽力に対しまして重ねて御礼を申し上げながら、今後とも農政の推進について引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼とさせていただきます。ありがとうございます。

八木会長 事務局の方から何か連絡事項がございますでしょうか。

皆川企画評価課長 次回の施策部会でございますけれども、先ほど来ご指摘がございましたように、タイミング等についていろいろ考慮いたしましてやらさせていただきますと思いますけれども、16年度予算の概算要求の決定前にご意見をいただいておりますので、6月初旬から7月下旬にかけて日程を調整いたしまして開催させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

「動向」編につきまして、先ほど来ご説明をしておりますけれども、まだ予定稿という段階で、若干の記述、特にWTO農業交渉のモダリティの部分なり、「水と食と農」の大臣会合の部分ということにつきましては、これからの状況ということを踏まえまして記述をさせていただきたいということでございますので、その結果については、最終的な動向をみて記述をするということで、あらかじめご了解をいただきたいと思います。

今日ご指摘をいただいた点につきましても、「動向」編の記述につきまして反映をさせていただきたいと思っております。そういった帰趨を見定めるということの時間が必要でございますので、公表期日につきましては、4月下旬以降となる見込みでございますので、あらかじめご了解をいただきたいと思います。以上でございます。

八木会長 本日は、有意義なご議論をいただきありがとうございました。

これもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。